

2 解散の原因

(1) 確認株式会社の解散の原因

確認株式会社として設立された株式会社（登記された資本の額が1,000万円未満の株式会社に限る。）は、商法第404条各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散するとされた（法第10条の18第1項）。

ア 資本の額を1,000万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと。

イ 法第10条の2の規定により法第10条第1項の確認を取り消されたこと。

(2) 確認有限会社の解散の原因

確認有限会社として設立された有限会社（登記された資本の総額が300万円未満の有限会社に限る。）は、有限会社法（昭和13年法律第74号）第69条第1項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散するとされた（法第10条の18第2項）。

ア 資本の総額を300万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと。

イ (1)イに掲げる事由

(3) 定款への記載

確認株式会社の定款には、商法第166条第1項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は法第10条の18第1項各号に掲げる事由により解散する旨を、確認有限会社の定款には、有限会社法第6条第1項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は法第10条の18第2項各号に掲げる事由により解散する旨を、それぞれ記載し、又は記録しなければならないとされた（法第10条の3第1項、第2項）。